＜新型コロナウイルス（COVID-19）による専門医申請（新規） 特別措置について＞

COVID-19 の影響により、2027 年 4 月の心臓血管麻酔専門医申請において特別措置申請（実績対象期間の 1 年追加）を希望される方は、下記をご参照下さい。

［専門医（新規） 特別措置申請対象者］

2027 年 4 月の心臓血管麻酔専門医（新規）申請において、特別措置による実績対象期間の1年追加を希望する方。

［専門医（新規） 特別措置の実績対象期間］

実績の対象期間は 6 年間（2021 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日）となります。
但し、入会年度以前の症例は対象外となりますので、ご注意ください。
・［経験症例］申請年の 4 月 1 日から過去 5 年間（→過去6年間）に 100 症例あること。
・［業績実績］申請年の 4 月 1 日から過去 5 年間（→過去6年間）で日本心臓血管麻酔学会学術大会参加による点数 60 点以上、かつ学会発表、論文発表、学会誌査読、講習会・セミナー出席の点数 40 点以上の、合計 100 点以上を取得すること。

［その他 注意事項］

特別措置申請をされる方は、書類提出の際、「書類送付時チェックシート」「業績目録」において「特別措置」の書式をご使用下さい。
※申請書類ダウンロードはこちら

尚、通常通り5年間の実績で提出される方の変更点はありません。ホームページの申請要領に沿って申請をお願い致します。

以上